

平成30年（ム）第106号子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立却下審判に対する抗告決定に対する準再審事件（確定事件・東京高等裁判所平成29年（ラ）第934号）

決 定

住所 東京都 [REDACTED]

再 審 申 立 人 [REDACTED]

住所 秘匿

(従前の住所 東京都 [REDACTED])

再 審 相 手 方 [REDACTED]

住所 秘匿

(従前の住所 東京都 [REDACTED])

未 成 年 者 [REDACTED]

(平成 [REDACTED] 日生)

主 文

- 1 本件再審の申立てを棄却する。
- 2 申立費用は再審申立人の負担とする。

実子誘拐事件を誘拐幫助し
易くする為に曲解する非行

理 由

- 1 本件確定事件は、未成年者を事実上監護している再審相手方が、別居中の夫である再審申立人に対し、未成年者の監護者を再審相手方と定めることを、再審申立人が、再審申立人と未成年者の面会交流する時期及び方法等について定めること並びに再審相手方に対し未成年者を引き渡すことをそれぞれ東京家庭裁判所に求め（同庁平成28年（家）第1600号、同第3956号、同第4673号、同第6576号）、同裁判所が、未成年者の監護者を再審相手方と定め、再審申立人の未成年者の引渡し申立てを却下し、再審申立人と未成年者との面会交流につき、1か月2回、1回につき6時間程度、面会交流の日時場所等の詳細は当事者間で協議して定める、再審申立人又は再審相手方の一方の希望により、第三者

機関による連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができ、同利用にかかる費用は当事者双方が折半して負担するとの要領で、再審相手方に対し、再審申立人が未成年者と面会交流をすることを許さなければならない旨の審判をし、双方が東京高等裁判所に対して抗告したことにつき、同裁判所は、上記審判につき、面会交流の要領の一部を、1か月に1回、1回につき3時間程度と変更し、再審申立人の監護者指定及び子の引渡しに係る抗告を棄却する決定（平成29年（ラ）第934号）をし、同決定は確定した。

本件は、再審申立人が上記確定事件につき、**事実誤認等があるとして再審を申し立てた事案である。**

**事案を棄却の為に曲解する非行
(事実ねつ造・根拠法が無い単なるヘイトに因る決定に対する再審申立)**

2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない（家事事件手続法103条3項、民事訴訟法345条2項）ところ、再審申立人の別紙申立趣意補充書記載の主張は、いずれも民事訴訟法338条所定の再審事由に該当するとはいえないものであり、**本件につき再審の事由はない。**

3 よって、**本件再審の申立ては理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。**

平成30年8月6日 ← **H30.4.27申立てから期日を開く事も無く、再審を開始せず棄却**

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官

中 西



(33期)

裁判官

原 道



(37期)

裁判官

大 嶋 洋 志



(47期)

(別 紙)

平成 30 年 (ム) 第 106 号 子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立却下審判に対する抗告決定に対する準再審申立事件

申立人

相手方

未成年者

申立書及び理由書の提出は2018.4.27

平成 30 年 6 月 18 日

東京高等裁判所 御中

申立人

申立趣意補充書

頭書事件の申立ての理由は、申立書記載の通りですが、以下の通り判断の元となる事実誤認について説明いたします。

1. 事件の概要

基本事件となる原審 平成 29 年 (ラ) 第 934 号は、円満調停中手続き中の、申立人監護の状態にあった未成年者を、産前からのうつ病を悪化させ摂食障害が続いていた相手方が、子の連れ去りにより離婚事由無き夫婦の破綻を請け負う手口で有名な弁護士事務所に相談に行き、その代理人らの専らの方針に委ねられたことにより、申立人が未成年者を保育園に預けた直後に、相手方により連れ去られたことについて、誘拐の違法性阻却事由を厳正に審理し、子の引渡し請求及び監護者指定、面会交流を定めることが求められた事件である。

2. 原審における 明らかな事実誤認

原審で、誘拐された未成年者が従前の生活と人間関係を奪われ、申立人と分離強要され、申立人から養育を受ける権利を奪われても構わないとした判断の元となる事実認定は下記の通りである。

下記引用文中における相手方とは、本件申立人を表している。

* 以下引用

(1)



相手方も縷々主張するが、それらは、所有している建物の新たな賃貸借人が見つからない状況のなかで、賃料収入により生計を維持することを前提に長男を月曜日の迎えから金曜日の送りまで監護すると言った共同監護計画や別紙平成 29 年 5 月 26 日付相手方作成の「主張書面」と題する書面 1 頁記載の内容のものなどであり、いずれも現実味に欠けた主張と言わざるを得ないものであって、長男の福祉を中心に考慮した主張とは言い難いことから採用できない。

第三者機関による付き添い型援助、連絡調整型援助及び受け渡し型援助を利用する費用」

以上によれば、未成年者の監護者は抗告人と定め、相手方と未成年者の面会交流は 1 カ月に 1 回、1 回につき 3 時間程度、面会交流の日時、場所等の詳細は、当事者間で協議して定めることとし、抗告人又は相手方のいずれか一方が希望したときは、第三者機関による面会交流の付き添い型援助、連絡調整型援助及び受け渡し型援助を利用することができることとし、同利用にかかる費用は、当事者双方が折半して負担することとして、相手方への未成年者の引渡しの申立ては却下するのが相当であるから、これと一部異なる原審判を上記のとおり変更し、相手方の監護者指定及び子の引渡しに係る抗告を棄却することとし、主文の通り決定する。

*引用上記まで。原文〔ママ〕。

申立人と未成年者が分離強要されて構わないとした判断は、申立人の複数ある収入源の一つである不動産運用収入が、子の連れ去り 1 年後の平成 29 年 2 月から空白期間があり、子の監護ができると主張したことを現実味が無いとされたことに因る。

これは明らかな事実誤認である。賃料収入増額を伴う貸し先変更時に

(2)

複数の相手と経済条件や契約書面の交渉の為に、当然に空白期間は生じる。空白期間は、平成 29 年 2 月中旬から平成 29 年 7 月中旬までの僅かな期間である。旧貸し先の明け渡し後の内覧開始直ぐに複数の申し込みがあり、そのことは原審乙 248, 249 号証で証拠提出を伴い説明をしてあり、現に、平成 29 年 2 月以前の運用より増額した契約が平成 29 年 7 月に纏まっている。(乙 301 号証)

平成 29 年 9 月の決定であるが、明らかな事実誤認である。

また、当然のことだが、信用保証会社とも保証契約を締結しているので、賃料収入が未回収となるリスクにも対応している。申立人は、十分に安定した収入を確保しているが、不動産賃料収入であるため、もっぱら育児や子育て支援活動に従事することが可能なのである。(乙 302 号証)

3. 子の福祉に適わない明らかな理由の不備があること。

原審乙 1 号証などの通り、従前、申立人が主たる監護をしていたことから、半分量となる共同養育は十分に可能である。

また、現実的では無いとされた共同養育計画は、カリフォルニア州やアリゾナ州などで実際に行われている内容であり、現実的なものである。

身勝手な連れ去りと親子分離の強要を続け、誠実な協議を行わない相手方に監護権を与えれば確かに共同養育は現実味に欠けるかもしれないし、第三者機関の軟禁監視、あらゆる制限付の人権蹂躪に甘んじなければ父子は再会する事も叶わないだろう。

しかしそれは、相互扶助義務を一方向的に怠り親権濫用する相手方に監護権を独占させる前提の判断であり、法に基づく中立公正な手続きとは到底いえず、信義則に反し、権利の濫用として認められるべきでは無い。

身勝手とはいえ、子どもに強い愛着あるが故の連れ去りであることから、申立人に監護権が定められれば、当然に相手方は共同養育に応じる筈であり、現実的となり、未成年者は片親を失わずに済む。

申立人は監護権を独占したり奪い合うつもりは無く、民法 835 条管理権喪失の審判によらず一方親の監護権が不当に剥奪されなければ監護権は本来どちらにも指定する必要は無いと考えている。

(3)

両親に見放され施設で育つ児童も多い現代において、両親が監護権を失いたくないと必死な未成年者は恵まれているともいえる。子の福祉に鑑み、裁判所に求められることは、両親のそれぞれの愛情を認め、どちらかを選び、どちらかを切り捨てるのではなく、子どもがどちらの親とも関係を断たれない為の判断をすべきである。

子の監護に関する処分(監護者指定)申立事件、大阪家裁平成 25 年(家 7620 号, 同 7621 号, 平成 26 年 8 月日家事二部審判却下(確定)のように,

「監護者として申立人と相手方、いずれかを指定することは、未成年者らが、申立人と相手方の双方と触れ合える現状を壊しかねず、相当でないといえることができる。」

という判断もある。

これは、日本古来の教訓でもあり、伏見人形には、童が父母のいずれが好きかと問われた際に、その子が饅頭を二つに割って、どちらが旨いか尋ね返したとされる教訓話もある。

まさに本事件のようなケースで考えられるべき、教えである。

4. 原審の判断が法的根拠なく判例にも違反していること。

東京高等裁判所平成 28 年(ラ)第 2102 号 平成 29 年 2 月 21 日第 21 民事部決定の原審では、

「相手方は、共同で監護していた未成年者を、申立人の同意なく、予期できない時期に突然、一方的に連れ出し、所在さえ明らかにしなかったものであり、このような相手方の連れ去り行為は、申立人の監護権を著しく侵害するものとして違法というほかない。」「申立人と未成年者の親子関係は良好であったと認められるところ、未成年者は、現在の環境に適応するため、無理に申立人を意識から閉め出そうとしていることが窺われるのであり、このような状況

(4)

は、3歳の幼児である未成年者にとって過酷というほかに、現状は未成年者の福祉に反している。」

と判断されており、本事件と正に同様態である。

上記に対する御庁第21民事部の決定では

「未成年者の監護養育を第一に考え、夫婦間で真摯に話し合い、関係の修復に努力しようとする姿勢はみられず、別居を決めるに際して未成年者の福祉を考慮したとは認められない。その結果、未成年者に環境を激変させる負担を与えたほか、相手方との連絡を絶っていることも、未成年者の成育に極めて不適切である。抗告人が未成年者を連れて家を出た行為は、抗告人の監護者としての適格について、大いに疑問を抱かせるものであり、また、平成28年5月以降の抗告人による監護がこのような経過で開始されたものである以上、その実績や継続性を尊重することはできない」

とされた。

同様態の事件であることから当然に同様の判断がされるべきである。

父親による監護の実績や父子の愛着を認めないという性差別に因る判断であれば、明らかに法の下での平等に反しており認められるべきでは無い。

また、子の連れ去り断絶後に、法的救済を求める親を高葛藤と評価される状況は連れ去り断絶がもたらしている当然の結果であり、引き離された親のみにその結果の責任を一方的に負わせることは却って葛藤を高めることになるのは当然である。(乙303号証)親子断絶強要を容認せず、相互協力を促すことにより、未成年者を巻き添えにしない子の福祉に適う判断ができる筈である。

言うまでも無く、子の連れ去りにより開始され、継続されている父子

分離強要は、申立人の親権侵害だけでは無く、児童が父母から分離強要されない定められた児童の権利条約に違反し、未成年者の権利をも侵害している。

5. 非訟事件である原審の事実誤認が、人事訴訟に及ぼした不利益があること。

申立人と相手方の離婚訴訟一審においては、相手方の離婚請求には理由が無いと判断されたが、控訴審においては、平成 29 年（ラ）第 934 号の事実認定が流用され、監護権を失うような親が、子を誘拐され断絶された法的救済を、刑事告訴に求めたことにより婚姻を破綻させたと判断され、申立人は監護権だけではなく、親権を剥奪されるに至った。上告中であるが、事実誤認については審理されない。

非訟事件の事実認定が、人事訴訟に流用される事態となっている為、明らかな事実誤認を判断の元にされた平成 29 年（ラ）第 934 号は再審されなければならない。

自力救済である子の連れ去り、親子断絶強要に対して、法手続きに救済を求めたことにより、親子が引き裂かれるような人権弾圧は、法治社会を否定するものであり、幸福追求権のみならず、人としての尊厳を奪い、国民として生きていくことを困難にさせるものであり、到底容認できない。

よって、頭書事件は再審開始されるべきである。

6. 再統合計画と共同養育計画について

申立人は、分離強要された未成年者と同じ年頃の男の子たちの子育て支援員や面会交流支援員をすることにより、その断絶期間の未成年者の成長や情緒を把握するように努めている。しかしながら、長い断絶強要期間となっていることから、共同養育計画の前に、段階的再統合計画が必要と考えており、再審開始に当たっては、その計画書を提出させていただき予定があることを付言する。

以上

(6)